

十八寅年、豊臣少將受封於本州、明年加藤遠江守光泰代爾、於是興修築之功、一條舊記ニ、平岩遷寺地、加藤時ニ及テ、文祿三年ヨリ淺野長政同長繼父子領主トナリ、城代淺野右近大輔長吉之ヲ經營ス、依是大鋸榎等ニ授ル高役免狀モ、多ハ淺野ノ印書存セリ、慶長五子ノ後、御料所ニナリ、再平岩主計頭親吉城代タル時、猶又修理ヲ加フト云、國初以來、國守令吏事別其部アリ、委之。

〔甲斐叢記〕國名

本州の酒折は、上代の府治なり、今も山内に石室多く存し、内城の處を鎮目と呼び、外宮など在りし處を別殿と稱なす、鎮目とは國鎮の謂なり、九筋の道下に皆此處に發り、四方に交通る、屹然なる一巨鎮なり、日本武尊既に東夷を平げ、還りて兵馬を止息玉ふ所にて形勝の地なれば、世々の國造の府治とはなりしなるべし。

〔甲陽軍鑑品第五十七〕其年九年○天正七月、穴山殿御異見に○中當方によき御城を一つ御かまへあるべく候、信玄公御武勇私ならざる故、御屋敷かまへまでにて御座被成候、甲州四郡の内に御城無之候儀は、信玄公御武勇と申内に、戒力をもつて如件○中今は輝虎の様なる弓取諸方の大將にも無之候と、穴山殿仰らるゝに付、勝頼公尤もと思召同年七月より、甲州にら崎に新府中を取立給ふは、武田の家滅却のもとなりとは、後こそしられたれ、仍如件。

七月甲府の諸寺、新府中へこす、

〔倭名類聚抄五國郡〕甲斐國國府在八代郡、行程上管四○註山梨夜萬八代夜豆巨麻都留留  
 〔延喜式民部二十二〕甲斐國、上管山梨巨麻都留八代右爲中國  
 〔拾芥抄中末國郡〕甲斐上四郡、山梨山代府巨摩都留

○按ズルニ、山代ハ八代ノ誤ナラン、

〔易林本節用集下〕甲斐州甲上管四郡、○中山梨、山代府巨麻都留、